

## 障がいのある方へ 地域生活支援事業 (日中一時支援事業)の サービス事業所開所



市外の事業所しか利用できなかった日中一時支援事業のサービスが、市内でも利用できるようになりました。

日中一時支援事業とは、障がいのある方の日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するためのサービスです。

利用を希望する方は、事前に決定を受ける必要がありますので、いきいき広場まで問い合わせてください。

なお、すでに決定を受けている

方は、直接、事業所へご連絡ください。

**事業所名** 高浜市社会福祉協議会  
ころんサービス事業所

**ところ** 沢渡町三丁目3番地1  
(いちごプラザ横)

**連絡先** ☎54-5480

**問合せ先**  
いきいき広場内地域福祉グループ

☎52-9871

## 石綿健康管理手帳 交付要件の改正

労働安全衛生規則の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件が10月1日より変わりました。

これにより、一定の石綿作業従事歴のある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

### 健康管理手帳の交付要件

①両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること。

②次の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること)

- ・石綿の製造作業
- ・石綿が使用されている保温材、耐火被覆材などの張付け、補修

もしくは除去の作業

- ・石綿の吹付けの作業または石綿が吹き付けられた建築物、工作物などの解体、破砕などの作業
- ③②の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

**連絡・問合せ先**  
県労働衛生課

☎052-972-0256

## 集団回収事業報奨金 第3期申請受付

集団回収事業報奨金、第3期の申請を受け付けます。

該当する団体の役員の方は、必要書類を添えて、申請書(様式第6)を提出してください。

**申請期間** 11月15日(木)～30日(金)

(祝日は除きます)

### 問合せ先

市役所市民生活グループ

☎52-1111 (内線265・269)



## 12月4日～10日 人権週間

「育てよう 一人一人の 人権意識、思いやりの心・かけがえない命を大切に」

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで最も大切な権利です。

自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。この機会にもう一度、一人ひとりの人権について見つめ直し、人に対する思いやりの心を大切にしましょう。

また、次のような問題でお悩みの方は、人権擁護委員にご相談ください。

- ・いじめ、体罰、不登校
- ・部落・女性・外国人の差別
- ・家庭内(親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など)
- ・登記、戸籍、国籍、金銭貸借
- ・隣近所のもめごと

### ◆人権週間の特設相談日

とき 12月6日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時

ところ 市役所1階市民相談室

相談員 人権擁護委員

### 問合せ先

市役所市民生活グループ

☎52-1111 (内線269)